

# 平成 30 年度 平戸市介護職人材確保支援事業

## [キャリア形成推進事業概要]

平戸市の介護サービス事業所における人材を確保・育成を図ることを目的として、介護職人材確保支援事業を実施する。

### ●キャリア形成推進事業

介護職従事者に介護福祉士、介護支援専門員等の資格取得を推奨し、キャリア形成を支援する。

- ① 介護サービス事業所に介護職として就職する 25 歳以下の者に就職準備金を交付する。  
[ 5 万円 ]
- ② ①に該当する者で初任者研修資格取得者に追加交付する。  
[ 5 万円 ]
- ③ 介護事業所に 3 年以上在職する介護職で社会福祉士・精神保健福祉士・介護支援専門員の資格を取得した者へ交付する。  
[ 10 万円 ]
- ④ ①の受給者で 3 年間勤務し介護福祉士受験資格取得した者へ交付する。  
[ 10 万円 ]

### 【 申請書類 】

- ①平戸市キャリア形成推進事業賞賜金交付申請書（様式第 1 号）
- ②平戸市内の住民登録の有無にかかわらず、平戸市役所本庁、各支所、出張所又は郵送で交付を受けた「平戸市の納税証明（滞納がない証明）」を添付すること。（納税証明手数料 300 円）
- ③交付対象となる資格取得等

対象区分	交付要件	交付対象となる資格取得等
①新規雇用	介護サービス事業所に介護職の正規職員として雇用された満 25 歳以下の者	なし
②初任者資格	①の者で介護職員初任者研修資格取得者	介護職員初任者研修資格の修了書の写し又は証明書
③在職資格	介護サービス事業所に介護職として 3 年以上在職する者で、申請年度において社会福祉士、精神保健福祉士又は介護支援専門員の資格を取得した者	取得した資格証の写し又は証明書
④継続雇用	①の交付を受けた者で、同一の介護サービス事業者で介護職として引き続き 3 年間勤務し、介護福祉士の受験資格を取得した者	実務者研修修了証明書の写し又は証明書

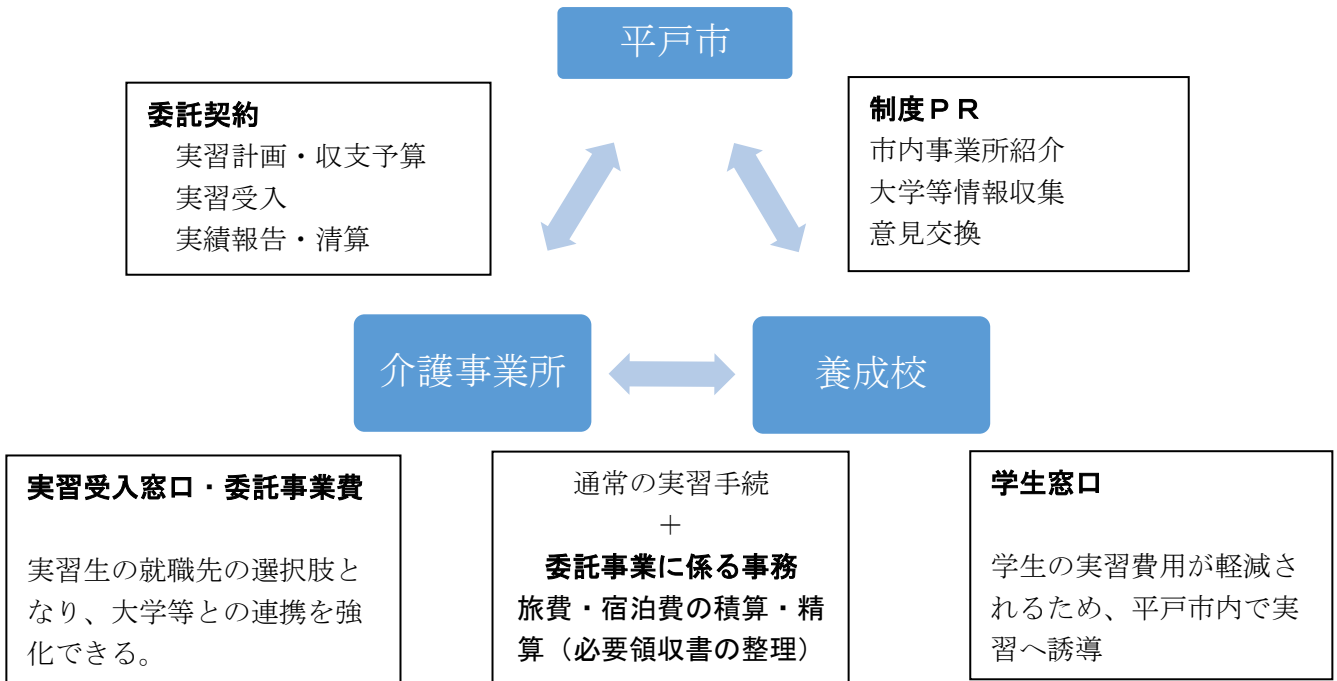
### 【 用語の定義 】

(1) 介護サービス事業所 本市に事業所を有する介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する介護サービス事業所及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する障害福祉サービス事業所をいう。

(2) 介護職 介護サービス事業所において、高齢者等の身体介護や生活支援を行う職をいう。

## [介護人材インターンシップ導入事業概要]

介護サービス事業所を運営する法人が、平戸市内において介護福祉士、社会福祉士又は精神保健福祉士の実習生を受入れる場合、実習生の旅費・宿泊費の実費（1人あたり10万円限度）と受け入れ事務費（1人につき1万円）を市委託事業として実施する。ただし、1事業所33万円を委託額の上限とする。



### 【事業対象】

(1) 介護サービス事業所 本市に事業所を有する介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護サービス事業所及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害福祉サービス事業所をいう。

(2) 介護職 介護サービス事業所において、高齢者等の身体介護や生活支援を行う職をいう。

### お問い合わせ先

〒859-5192

長崎県平戸市岩の上町1508番地3

平戸市役所 福祉部長寿介護課

担当：梶田・山下

TEL 0950-22-4111

e-mail kaigo@city.hirado.lg.jp